

修正箇所一覧

案件名：第3次都城市生活排水対策総合基本計画（案）

項目	修正内容	理由
P47 第4章 4-2 第3項第3号の 文言修正	文言中の「浄化槽管理者」を「浄化槽設置者」に修正	「浄化槽管理者」より「浄化槽設置者」の表現の方が市民に理解されやすいため。
P53 第5章 5-1 第3項に第2号 を追記	「(2) 合併処理浄化槽の適正な維持管理 ・市の合併処理浄化槽整備補助金を受け転換を行った浄化槽設置者に対しては、完成検査時等に口頭説明や啓発パンフレットの配布により、定期的な保守点検、清掃及び法定検査の実施の必要性について啓発を行う。 なお、法定検査等の未点検者に対しては、検査機関と連携を図りながら、適正管理に努めるよう指導を行う。 上記以外の浄化槽設置者に対する維持管理の徹底については、保健所等に協力を求め、本計画の推進を図る。」を追記。	P47 4-2第3項第3号に課題を記載しているが、具体的な方策を追記すべきとの意見があったため。